

北九州都市計画臨港地区の変更（北九州市決定）

北九州都市計画臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積 (ha)	備 考		
		分 区 名	面 積 (ha)	備 考
北九州都市計画 臨港地区	3, 6 8 3	商港区	6 9 2. 6	
		特殊物資港区	5. 1	
		工業港区	2 8 7 1. 2	
		漁港区	9. 9	
		保安港区	5 8. 4	
		マリーナ港区	1 8. 6	
		修景厚生港区	1 7. 8	
		無分区	9. 1	

※分区面積は小数点以下第一位までを記載。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

別紙のとおり。

( 別 紙 )

## 理 由 書

当該地区は旧国鉄所有地の石炭積み出し基地として利用されていたが、地区一帯が住宅市街地総合整備事業によって宅地開発されることとなり、積み出し基地跡地一帯の臨港地区については、昭和62年に作業船の休憩用としての係留施設（物揚場、幅5m）のみを残して解除した。

しかしながら、その後は港湾工事等の減少による作業船の需要減に伴い、休憩用としての当該係留施設（物揚場）の利用も年々減っており、現在に至っては利用が無くなってきた。

また、背後の隣接地についても住宅等の土地利用が進み、将来的に港湾利用が見込めず、港湾として一体的に管理運営する必要性がなくなったため施設廃止を決定した。

よって当該地区の臨港地区の指定を解除するもの。

北九州都市計画臨港地区の変更（新旧対照表）

北九州都市計画臨港地区の面積（備考欄上段（ ）内は、変更前（H26年9月22日北九州市告示第422号）の数値）

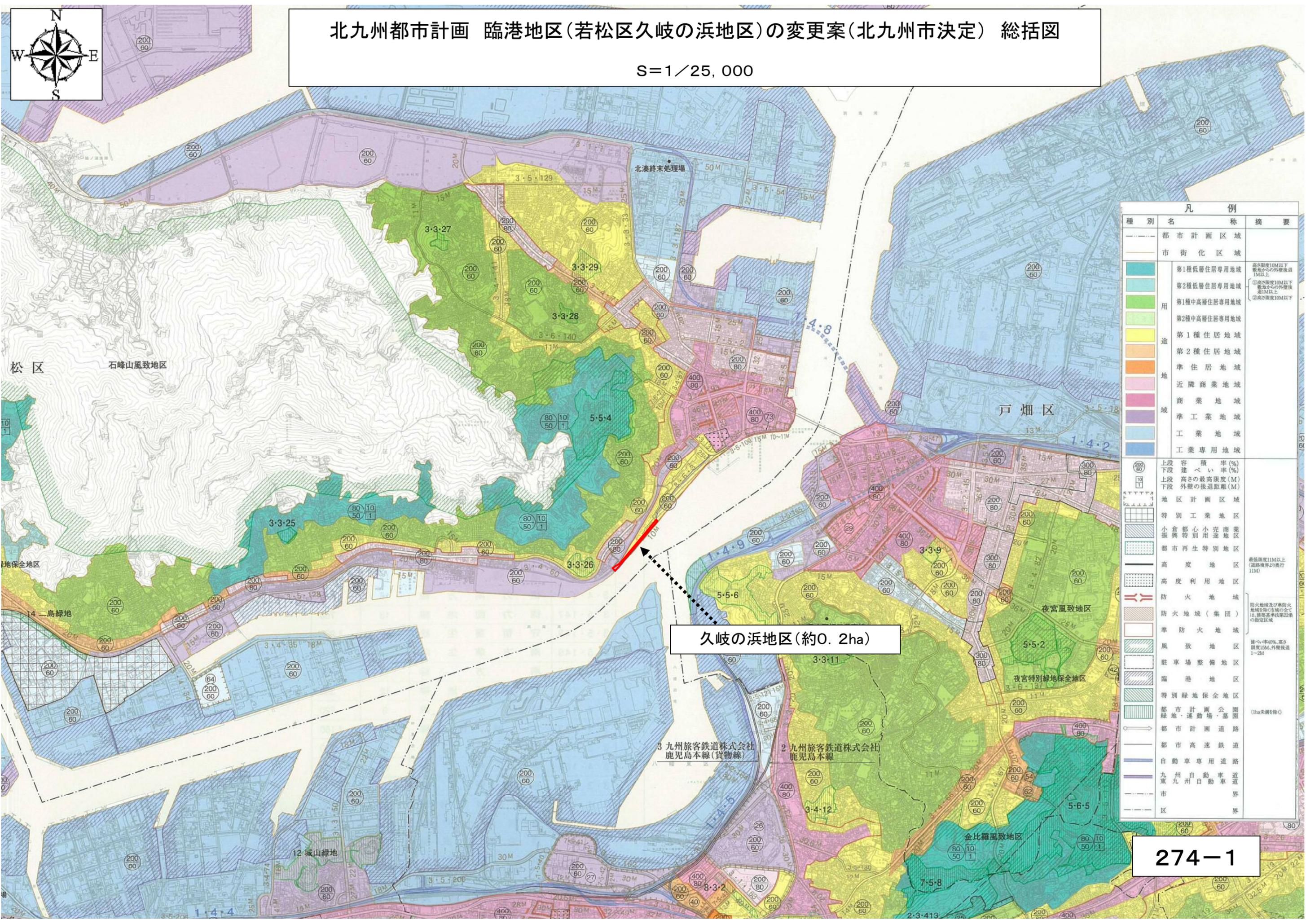
名 称	面 積 (ha)	備 考		
		分 区 名	面 積 (ha)	備 考
北九州 都市計画 臨港地区	(3, 683) 3, 683	商港区	( 692. 8) 692. 6	分区の指定は、港湾法第39条に基づくものであり、都市計画決定事項ではない。
		特殊物資港区	5. 1	
		工業港区	2871. 2	
		漁港区	9. 9	
		保安港区	58. 4	
		マリーナ港区	18. 6	
		修景厚生港区	17. 8	
		無分区	9. 1	

※分区面積は小数点第一位までを記載。



# 北九州都市計画 臨港地区(若松区久岐の浜地区)の変更案(北九州市決定) 総括図

S=1/25,000



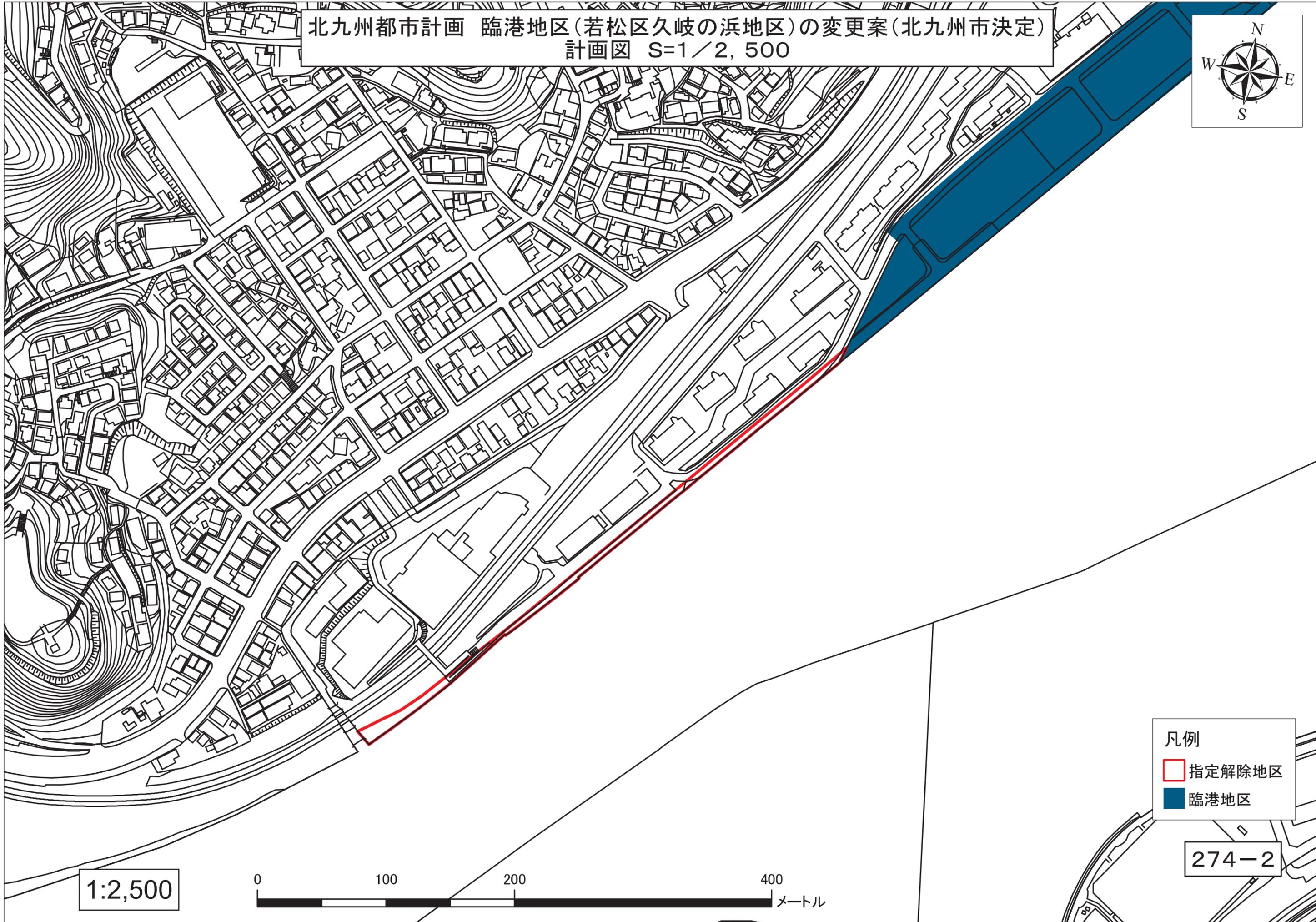
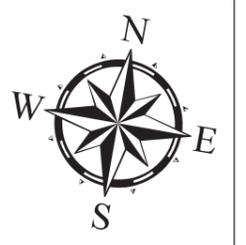
凡例		
種別	名称	摘要
—	都市計画区域	
—	市街化区域	
用途	第1種低層住居専用地域	高さ限度10M以下 敷地からの外壁後退1M以上
	第2種低層住居専用地域	①高さ限度10M以下 敷地からの外壁後退1M以上 ②高さ限度10M以下
	第1種中高層住居専用地域	
	第2種中高層住居専用地域	
	第1種住居地域	
	第2種住居地域	
地	準住居地域	
	近隣商業地域	
	商業地域	
	準工業地域	
	工業地域	
	工業専用地域	
②00 ①10	上段 容積率(%) 下段 建ぺい率(%) 上段 高さの最高限度(M) 下段 外壁の後退距離(M)	
—	地区計画区域	
—	特別工業地区	
—	小倉都心小売商業区 賑興特別用途地区	
—	都市再生特別地区	
—	高度地区	最低限度11M以上 (道路境界より奥行11M)
—	高度利用地区	
—	防火地域	
—	防火地域(集団)	
—	準防火地域	
—	風致地区	建ぺい率40%、高さ 限度15M、外壁後退 1~2M
—	駐車場整備地区	
—	臨港地区	
—	特別緑地保全地区	
—	都市計画公園 緑地・運動場・墓園	
—	都市計画道路	
—	都市高速鉄道	
—	自動車専用道路	
—	九州自動車道 九州自動車道	
—	市界	
—	区界	

久岐の浜地区(約0.2ha)

3 九州旅客鉄道株式会社  
鹿児島本線(貨物線)

2 九州旅客鉄道株式会社  
鹿児島本線

北九州都市計画 臨港地区(若松区久岐の浜地区)の変更案(北九州市決定)  
計画図 S=1/2, 500



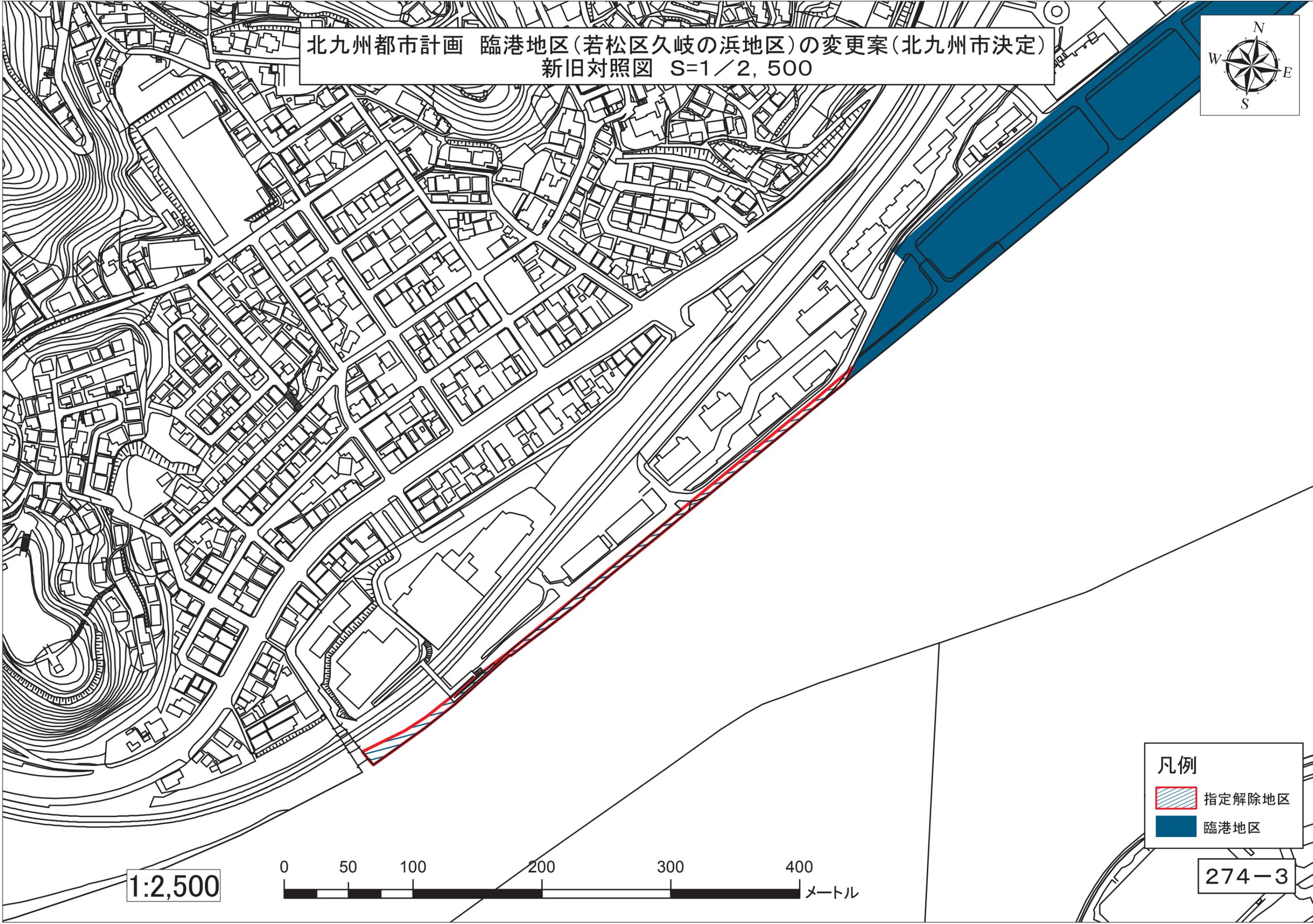
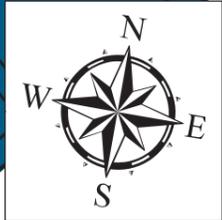
- 凡例
- 指定解除地区
  - 臨港地区

1:2,500



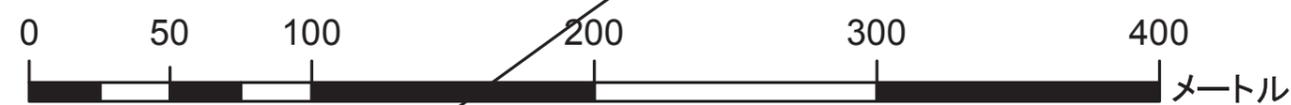
274-2

北九州都市計画 臨港地区(若松区久岐の浜地区)の変更案(北九州市決定)  
新旧対照図 S=1/2, 500



- 凡例
-  指定解除地区
  -  臨港地区

1:2,500



274-3